

学内連携に求められる援助者のありかた

岩田 淳子

(成蹊大学文学部准教授・学生相談室カウンセラー)

はじめに

日本学生支援機構による報告書(日本学生支援機構、二〇〇七)は、「総合的な学生支援」、「専門的な学生相談」、「連携・協働」をキーワードに、総合的な学生支援体制の考え方を示し、大学における教職員の業務が学生支援という枠組みの中で、どのように位置づけられるのかを明確にした。そして本報告書に明示された「学生支援の三階層モデル」では、「日常的な学生支援／制度化された学生支援／専門的な学生支援」の交流および連携・協働が支援の幅を広め効果を上げる上で有効となることを強調している。

しかし、現状ではさまざまな大学の教職員から「学生相

談室がどう機能しているか知らない」、「カウンセラーに会ったことがない」、「守秘義務によって連携がしにくい」等の声を聞くことが少なくない。

筆者は、学生相談が大学に根づき、学生の心身の健康と成長発達に寄与するためには、学生個人の守秘義務を尊重しながらも大学コミュニティに開かれた存在であることが大切であると考えている。本稿では、特に臨床心理士資格(あるいはそれに準ずる専門資格)を有する学生相談カウンセラーが行う学内連携について、その基本的考え方、実際と留意点、そして課題を述べ、意味ある連携のために求められる援助者のあり方を考察したい。

連携についての基本的考え方

学生相談における「連携」は、大学という教育機関に籍を置く学生を中心に据えながら、教職員・在籍学生を含む大学構成員、家族や時々に応じた学外関係機関の人々が、学生支援という共通した目的のもとに、異なる立場や役割、特徴を生かして個々の事例において行われる支援のかたちであるとともに、学生相談活動全体のあり方を表す（杉江、二〇一〇）。

また連携と対に使用される「協働」という概念は、「異なる専門性を有する者が、目標の達成に向けて、対等な立場で対話しながら、責任とリソースを共有してともに活動を計画・実行し、互いにとって利益をもたらす新たなもの（援助サービスや援助のためのシステム）を生成していく（協力行為）」（藤川、二〇〇七）と定義される。一般的には「相互性、目標の共有、リソース（資源）の共有、広い視野で考えること、対話などといった原則がある」（亀口、二〇〇二）。

つまり、「協働」には「連携」以上に、「対等な立場」、「チーム」、「目標の共有」が強調されており、単なる情報交換に留まらない「他の専門分野との協力関係を構築していくための概念として、より積極的な意味が付与されている」

（宇留田、二〇〇五）。しかし、実際の学生相談活動においては明確に区別できるものではなく重複している場合は多い。

本稿では、「共通の目的のもとに担っている異なる役割や特徴を生かして、相互に連携しながら共に学生を支援していく協働という視点が重要である」（杉江、二〇一〇）ことを踏まえて「連携」を論じたい。

何故、連携が重要なのか。臨床心理学的な観点から整理しておこう。

近年、心理的援助を必要とする問題や症状等は、生物・心理・社会的要因が多元的に重なって発生しており、したがって、問題への介入も複数の次元から行うことが有効であると考えられている。たとえば、発達障害の学生についての支援を考えたとき、脳機能や遺伝要因など生物学的な基盤の差異が明らかになってきた（生物的要因）とともに、適切な支援や教育がないために二次的な心理的障害を有している（心理的要因）場合が少なくない。さらに、発達障害のある人やその家族が暮らしやすいように社会の支援システム（社会的要因）を作っていく必要がある。

大学において発達障害のある学生への支援が、学生相談機関のカウンセリングのみならず、学内（外）連携が必要

になる所以である。

次に、対人援助についての考え方の転換がある。支援を必要とする人々の問題が複雑化し、援助の技術が高度になるとともに、社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカー等、対人援助職の専門分化が進んでいる。そうした流れの中で、心理臨床実践のみが狭い専門性を追及し、面接室の中のみで孤立してはいられなくなってきた。専門家が主導して支援を押し付けるのではなく、支援を求めている、あるいは支援を必要としている当事者が主体的に問題解決に必要な支援を自己決定する力をもてるように援助していくことが求められている。逆に言えば、学生相談において連携についての守秘義務が問題となるのは、当該学生を主体においていないために生じているとも考えられる。各支援者がそれぞれの価値観や思惑を進めることなく、主体である当該学生とともに、支援の内容を検討していくとき、連携は必要な範囲に必要な情報を開示しながら進められることになるはずである。学生の視点を尊重した連携による学生支援は、学生自身の自己理解と、教職員とカウンセラーの協議による共通した学生理解を可能にする。それらは、当該学生への教育的配慮に繋がることのみならず、当該学生と教職員やカウンセラーにも安心感をも

たらず。

連携の実際と留意点

本項では、主に教職員を対象とした学内連携におけるリファー／コーディネートとコンサルテーションの実際とその留意点を述べる。

(一) リファー／コーディネート

ほぼ重なる協力行為で、「専門家が利用者を他の専門家や専門機関に紹介することによって、職種・組織間で情報交換しあい、作業を計画すること」である。例えば、学生相談室に入室した学生に対して、カウンセラーと学生の間で互いにその必要性が話し合わせられたときに、日常的な学生支援に関する部局（研究室・各事務窓口）、あるいは制度化された組織における当該教職員（クラス担任やアカデミック・アドバイザー等）、専門的相談に関する部署（保健室・キャリア支援・障害学生支援等）に学生を紹介し、援助を依頼するという内容で行われる。多くの場合、紹介に留まらず、紹介後も学生相談は継続される。それぞれの部署・部局、教職員、専門家が個別に学生に援助しながらも、必要に応じて、カウンセラーは当該学生への対応について他部署・教職員と連絡を取り合い協議する。学生の同

意を得ることが大前提であるとともに、何のために、誰に、何を依頼し、その結果どのような効果を得ようとしているのか、を吟味して説明できることが大切である。

教職員から学生相談機関に対して、来談している学生がどうか情報提供を求められることも少なくない。その際、守秘義務との兼ね合いが議論になるが、筆者は来談の有無には返答することが原則であると考ええる。なぜなら、来談が学生の不利な情報にはならないからである。但し、詳細な相談内容についてまで開示する必要はなく、教職員が情報提供を求める理由をしっかりと聴き取り、それをきっかけに学生への支援がより有効なものとなるよう努力すべきだろう。当然、事後報告となっても、学生に問い合わせがあった事実は伝える。

(二) コンサルテーション

「一方の専門家(コンサルティ)の抱える職業上の問題(利用者に対する援助の問題)について、コンサルティが問題解決できるように、他方の専門家(コンサルタント)が援助する行為」(宇留田、二〇〇四)である。大学教職員が、教育指導/窓口対応のなかで問題を有する/特別な支援が必要と考えられる特定の学生の理解と援助についてカウンセラーに意見を求める場合、カウンセラーは教職員に、学

生に対する教育指導/窓口対応における問題解決をはかるべく支援する。すなわち、学生に対する直接的援助は教職員が行い、カウンセラーは当該学生に対して間接的な援助を行うことになる。コンサルテーションにおいて、教職員から学生の来談を勧めてもらう場合もあるが、その時点で学生に繋がっているのは教職員であり、その関係性を十分に尊重すること、特に学業上の問題として教員がかかわることの方が、心理的な問題としてカウンセラーがかかわるより、その後の学業の適応に望ましい場合も少なくない(岩田・他、二〇〇七)。学生に来談意欲が乏しい、教職員が来談に結びつけることが難しそうであるとき、学生本人の来談にこだわるよりも、質の高いコンサルテーションによる間接支援を行う方が有効である場合があることに留意したい。

コンサルテーションでは、学生の問題や不調を丁寧聞き、学生についてのアセスメントをするとともに、教職員が何に対してどのように不安・困惑しているのかを理解することが重要である。コンサルテーションを何故、今必要としたのかを理解し、対応に苦慮している教職員をねぎらい共に支援していくことを明言する。その上で限られた主観的・客観的情報から可能な限りアセスメントし、学生の

状態を複数の選択肢で提示することになる。カウンセラーが直接会っていない学生をアセスメントすることは大変難しいだけに、カウンセラー自身にも不安や葛藤が生じるが、それは教職員が抱えている不安や困惑をカウンセラーと一緒に抱えるプロセスとなり、コンサルテーションのひとつの利点になる。さらに、短期的な目標と直近に求められている対応について提案する。教職員のパーソナリティや学生との関係性、場面や状況を勘案した上で、教職員にとって可能な対応であることが望ましい。中期的(卒業まで)目標、長期的(大学卒業後も含めた)目標も示すことが大事だが、教職員のニーズではない場合も多い。

「連携」の課題

(一) 学生支援システムにおける位置づけ

学生相談が学生支援という枠組みの中で、どのように位置づけられるのかというレベルから連携の課題を考えてみたい。

日本学生相談学会が行っている学生相談機関に関する調査(二〇〇九年)では、調査対象となった一三四五機関の内、専任カウンセラーが配置されているのは一三三機関、一割に過ぎない。「非常勤相談員が日替わりのように勤務

する現状では、クリニックモデルで自主来談の学生に対応するだけでも手一杯という現実」(最上ら、二〇〇八)という非常勤職員カウンセラーは私立大学では非常に多い。終日面接室に籠り次々に来談する学生との面接を行う。学部組織やカリキュラム、事務体制についても知らず、ごく限られた少数の教職員しか接しない。大学に対して直接的に発言できる立場でもない。そのような環境の中で連携を行うことが如何に困難かは想像に難くない。徳田(二〇〇六)や鈴木(二〇一〇)はともに、専任カウンセラーの配置が連携・協働関係の構築に効果を果たしたことを論じている。

藤原(二〇〇七)は、学生相談における連携に関する関心は医療機関や事務組織など水平方向の協働について論じており、上位システムとの協働についての研究がないと指摘しているが、未だ水平方向の連携すら適わない相談機関が多く存在するのが現状である。しかし、敢えて述べるなら非常勤スタッフであるから連携ができないということにはならないはずである。市来ら(二〇〇八)のように、非常勤スタッフであるからこそ、「ただ受身的でいるのではなく、時に相談室側からも仕掛けてゆくこと」、あるいは「置かれていた状況を分析・把握し、その状態や時期に応じた

適切なテクニクを用いるという計画的な取り組みを継続していくこと」(益子・市来、二〇〇六)によって、積極的な連携を行っていくことが望まれる。良質な相談はより多くの学生の来談に繋がり、学生との関係性が深まるほど、教職員からの関心と信頼が得られる。

得てして、自殺や事件、退学率の多さなど、マイナスポイントの除去のために学生相談が発展する場合があり、それが決して望ましいと考えるものではないが、学生気質の変化やさまざまな問題の発生に晒されているのも現実である以上、積極的な姿勢が上位システムの信頼を得、システムとしての連携・協働に繋がるものと考ええる。

(二) 異なる立場、役割の理解

藤川(二〇〇八)は、協働の課題として「包括的・多角的な援助ができる反面・・・各専門職がそれぞれの専門性を追求することが難しくなる場合がある」こと、「援助方針を決定する際の調整が難しいこと」、学生にとっては「自分の意志を表示しにくくなる場合があること」を指摘している。特に教員との連携において、「対等」な関係は現実的には困難なことも多く、カウンセラーや職員は葛藤することがある。重篤な精神症状を有し留年や休学等学籍の問題に関わる学生や特別な配慮を必要とする発達のな問題を

有する学生への教育的配慮は、基本的にはその教員の裁量に任されているし、学部が設定している学力・教育レベルに達していない学生を心理的・精神医学的問題への支援として推し進めても、学部との齟齬を生じる結果となりかねない。利用者によかれと思う支援がいつの間にか支援者間の力関係の問題に摩り替わる危険について、あるいは、学生の主体性や自己決定が二の次になっていないか、吟味することが重要であろう。

事務職員の学生支援活動についての研究は少ないが、学生と直接かかわる部署の課長への面接調査から、事務職員の学生支援体験に関するモデルを生成した研究を行った岩田(二〇〇九)によると、「《学生支援の今》に至るまでには、それまでの《問題点の要因に関する振り返り》が必要であり、・・・《学生支援の課題》は、《甘えとの線引き》、《学生に対する危惧の念》、《コミュニケーション機会の減少》、《学生への発信》であることを明らかにしている。つまり、事務職員には窓口という場面で無防備にさまざまな学生と対峙するからこそ生まれる学生支援の課題と葛藤がある。よりよい連携には教職員の立場と役割についてのさらなる理解と尊重が必要であると考ええる。

(三) 予防としての連携

大学においては、大学生という青年期後期に特徴的な発達課題や心理的問題に由来する心理的危機が発生することは不可避といえよう。しかし、それらに対して予防的活動をするのもまた今日の学生支援の大きな課題である。学内連携における個人情報取り扱いを含めた守秘義務の問題は学生の同意・了解と教職員のそれらに対する理解が必要であることは既に述べたが、なんらかの事件や問題が推測できる状況において、どのような連携をし得るのかは課題である。たとえば、どこかの部署が学生の薬物所持についての情報を得た場合、カルト宗教の勧誘が学内で行われている場合など、どこまでの情報をどの範囲で共有し、どのように対策を講じるのか。大学全体の危機対応にかかわり、学生相談がどのように参画できるのか、実践報告も難しい問題であるだけに、今後の議論が望まれる。

おわりに―求められる援助者のあり方―

村瀬（二〇〇八）、岸本（二〇〇八）の論考を参照しながら、意味ある連携に求められる援助者のあり方について、私見を以下にまとめた。

① 多角的・多面的な学生理解から教職員との連携が学生にとって意味ある結果をもたらすのかを熟慮する姿勢

② 教職員の立場と役割、その違いを積極的に理解しようとする、受け容れること。学生支援に対して等しく同じ感覚を持つとする必要は必ずしもないのではない。異質な人々の集合体のなかでこそ新たに生成されるものがあるはずである。

③ 率直に真摯に連携を必要とする状況を説明できるところ。援助者自身の迷いや葛藤を意識し、それをも相手に伝えられるオープンな態度。

④ 自分の立場（専任・非専任）にかかわらず、大学全体あるいは事例全体で起きていることから、関係性を冷静に大所・高所から眺めること。

⑤ 心理臨床の知識ばかりではなく、社会情勢、大学がおかれている状況、ジェネラルアーツを豊かにする努力（村瀬、二〇〇八）。

吉武（二〇〇八）は、藤川（二〇〇七）著「臨床心理のコラボレーション―統合的サービス構成の方法」の書評で「人を得る」という要因は決定的でありうる、ということを押さえておいた方がよいことである」と指摘している。筆者はこの意見に同感である。システムの構築を否定するものではないが、どんなによいシステムも、「人を得」なければ機能しない。連携のための会議が形骸化するより、

必要な状況において連携の会議が招集され即機能できる柔軟性が重要であると思う。そのためには、地道な日常の関係性の形成、他者に開かれた態度を、筆者自身、心している。

文献

独立行政法人日本学生支援機構 二〇〇七 大学における学生相談体制の充実方策について―「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の連携・協働―

藤川麗 二〇〇七 臨床心理のコーポレーション―統合的サービス構成の方法、東京大学出版会

藤川麗 二〇〇七 教職員とのコーポレーションに基づく学生相談 精神療法三三(五) 五五三―五五七

藤原祥子 二〇〇七 学生相談の組織づくり―社会構成的臨床組織モデルにもとづく実践― 精神療法三三(五) 五五八―五六四

市来真彦・佐藤哲康・最上澄枝・金子糸子 二〇〇八「待つ相談室から働きかける機能を包括した学生相談室への展開」学生相談研究二九(二)、一五三―一六五

岩田淳子・山崎めぐみ・矢部浩章 二〇〇七 学内連携が学生相談過程に果たす効果について、学生相談研究二八(二)、一二二―一二三

岩田淳子 二〇〇九 事務職員の日常的な学生支援について―窓口担当課長へのインタビュー調査から― 成蹊大学学生相談室年報一五

亀口憲治編 二〇〇二 コラボレーション 現代のエスプリ

四一九 至文堂
岸本寛史 二〇〇八 コラボレーションという物語 臨床心理学八(二)

益子雅笛・市来真彦 二〇〇六 行動変容のスキル JAM 一六(四)

最上澄枝・金子糸子・佐藤哲康・布施晶子・市来真彦 二〇〇八 自ら助けを求めず潜在している学生に対する学内協働による取り組み―欠席過多学生対応プロジェクトを通して― 学生相談研究二八(三) 二二四―二二四

村瀬嘉代子 二〇〇八 コラボレーションとしての心理的援助 臨床心理学八(二)

杉江征 二〇一〇 学生相談における連携 学生相談ハンドブック 学苑社

鈴木英一郎 二〇一〇 専任カウンセラーの配置が学生支援体制の充実に果たす効果―大学コミュニティへの貢献という観点から― 学生相談研究三〇(三) 二〇二―二一三

徳田智代 二〇〇六 常勤カウンセラー配置による教職員との連携・協働関係の形成 学生相談研究二七(二) 一一五―一二七

宇留田麗 二〇〇四 協働―臨床心理サービスの社会的構成 吉武清實 二〇〇八 書評「臨床心理のコーポレーション」 学生相談研究二八(三) 二四六―二四九

吉武清實 二〇〇八 書評「臨床心理のコーポレーション」 学生相談研究二八(三) 二四六―二四九

吉武清實・大島啓利・池田忠義・高野明・山中淑江・杉江征・岩田淳子・福盛英明・岡昌之 二〇一〇 二〇〇九年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究二八(三) 二四六―二四九

吉武清實・大島啓利・池田忠義・高野明・山中淑江・杉江征・岩田淳子・福盛英明・岡昌之 二〇一〇 二〇〇九年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究二八(三) 二四六―二四九

吉武清實・大島啓利・池田忠義・高野明・山中淑江・杉江征・岩田淳子・福盛英明・岡昌之 二〇一〇 二〇〇九年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究二八(三) 二四六―二四九